



Legal Flag Letter 特別号

第2回

法律改正に備える！勉強会開催のお知らせ ～今話題！信託とはどんなもの？～



春暖の候、皆様におかれましては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、先日大好評のうちに終了いたしました法律勉強会ですが、下記要領にて第2回目の開催が決定いたしました。

今回のテーマは「信託」です。「従来の相続対策や後見制度よりも、自由な内容で柔軟に使える！」と話題の「家族信託」についてのお話です。リーガルフラッグでの信託相談の総件数は約50件、現在進行中の案件は5件、信託契約・登記等まで完了した案件は2件で、鹿児島県の司法書士業界の中でも、多い方ではないかと自負しております。

参加ご希望の方は、回答書へ参加希望人数等をお書きの上、**5月10日(木)**までにご回答ください。多数のご参加、お待ち申し上げます。

記

日時：平成30年5月15日(火)17:00～

場所：鹿児島市東開町4番地112

ひまわり総合事務所 2階・会議室

駐車場完備

テーマ：「今話題！信託とはどんなもの？」

講師：矢切悠太（リーガルフラッグ職員）

リーガルフラッグでの信託案件をほぼ全て担当。

司法書士を上回る(!?) 知識・実務経験を誇ります。

参加費：無料

本勉強会についてのお問い合わせは、リーガルフラッグ 米澤・坂口 (tel 099-267-7357) まで どうぞ。



そもそも、信託とは？

ある人・法人が所有している財産を、他の人・法人に託し、管理してもらうこと。

不動産においては、この制度を使うことで、オーナーさんが認知症になってしまったとしても、物件の修繕や売却、新たな建物の建設などが後見人を付けずとも可能となります。

また、たくさんの財産をお持ちの方は、信託内容をうまく構成することで、相続対策としても有効に利用することができます。

回 答 書

勉強会に参加します 参加者()名

会社名 () 参加者代表の方の氏名 ()

【送付先】

司法書士法人 LegalFlag FAX：099-267-8413

参加されない方は、送付不要です。